

みやこ町  
国土強靭化地域計画  
(案)

令和3年6月策定  
令和8年〇月改定  
(令和8年1月時点)



み や こ 町

## 目 次

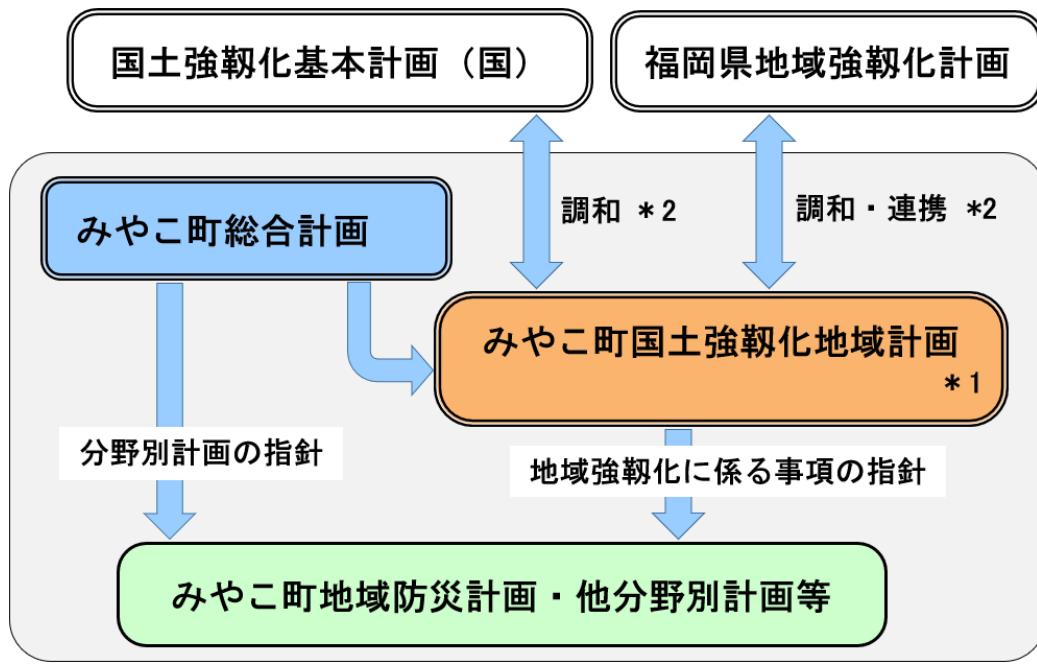
I 計画策定の趣旨 .....	1
II 計画の位置付け .....	1
III 対象とする区域 .....	2
IV みやこ町の地域特性 .....	2
1 地域の概況 .....	2
(1)地形条件 .....	2
(2)土地利用規制 .....	2
(3)気象 .....	3
(4)人口 .....	3
2 自然災害に関する特性 .....	4
(1)風水害 .....	4
(2)地震 .....	5
V みやこ町の強靭化の基本的な考え方 .....	6
1 みやこ町国土強靭化地域計画の基本目標 .....	6
2 みやこ町の地域強靭化を推進する上での留意事項 .....	6
(1) 強靭化の取組姿勢 .....	6
(2) 取組の効果的な組み合わせ .....	6
(3) 地域の特性に応じた施策の推進 .....	7
VI みやこ町の脆弱性評価 .....	7
1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定 .....	7
2 施策分野の設定 .....	7
VII 強靭化施策の推進方針 .....	9
1 リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針 .....	9
2 施策分野ごとの強靭化施策 .....	43
VIII 計画推進の方策 .....	47
1 計画の推進体制 .....	47
2 計画の進捗管理 .....	47
3 計画の推進 .....	47
(参考資料 1) : リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 .....	48
(参考資料 2) 施策分野ごとの個別事業一覧 .....	80
1 行政 .....	80
2 保健医療・福祉 .....	81
3 産業 .....	82
4 基盤整備 .....	83
5 デジタル活用 .....	85

## I 計画改定の趣旨

- 東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年気候変動の影響に伴い、全国各地で大型台風や豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識された。
- このような教訓と、今後も南海トラフでは最大規模地震の発生が懸念されていること等を踏まえ、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「基本法」という。）が交付・施行された。
- 福岡県では、国の国土強靭化基本計画（以下、「基本計画」という。）との調和を図りながら、福岡県地域強靭化計画（H28.3策定、R4.3改定）（以下、「県計画」という。）を策定・公表した。
- このような背景を踏まえ、みやこ町では、国・県との調和を図りながら、現在取り組んでいる施策を考慮し、本町に必要な施策を総合的、計画的に推進するため、「みやこ町国土強靭化地域計画」（以下、「本計画」という。）を令和2年3月に策定し、令和8年〇月に改定した。

## II 計画の位置付け

- 本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、基本計画との調和を図りながら、県計画との調和・連携を考慮する。強靭化に関する事項については、みやこ町の様々な分野の計画等の上位に位置付けられるものである。



\*1 國土強靭化基本法（13条） \*2 同法（14条）

図1 計画の位置付け

### III 対象とする区域

- 本計画は、みやこ町全域を対象とし、みやこ町が主体とする取組を中心に取り扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靭化に必要となる国や県、民間事業者、地域などとの連携や役割分担も考慮した内容とする。

### IV みやこ町の地域特性

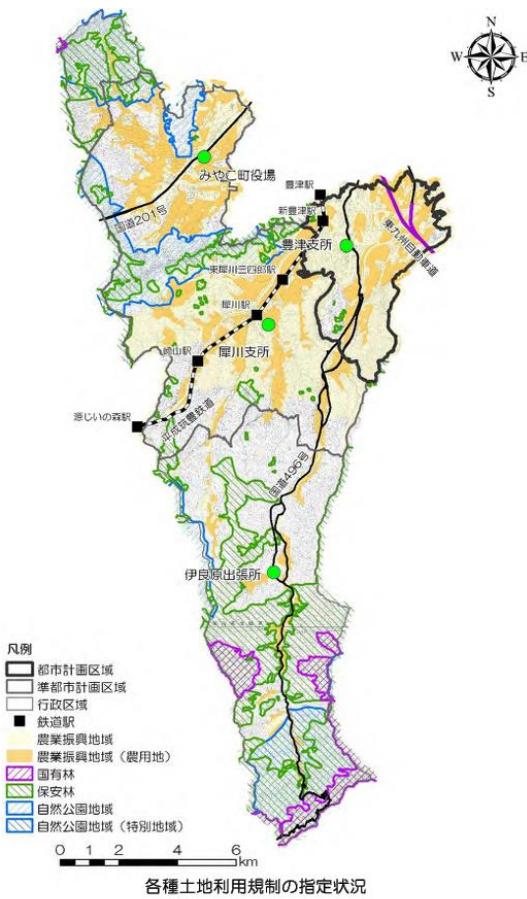
#### 1 地域の概況

##### （1）地形条件

- 本町は、福岡県の北東部に位置し、北は北九州市に接し、東は行橋市、西は筑豊地域、南は大分県と接する総面積 151.34km<sup>2</sup>のまちである。
- 町域は京都平野の一部で、町域内には犀川や祓川、今川、長狭川等が流れ、その流域に低地が形成され、さらに低地を囲むように北側と南側には急峻な山地や丘陵が広がり、町の大部分を占めている。

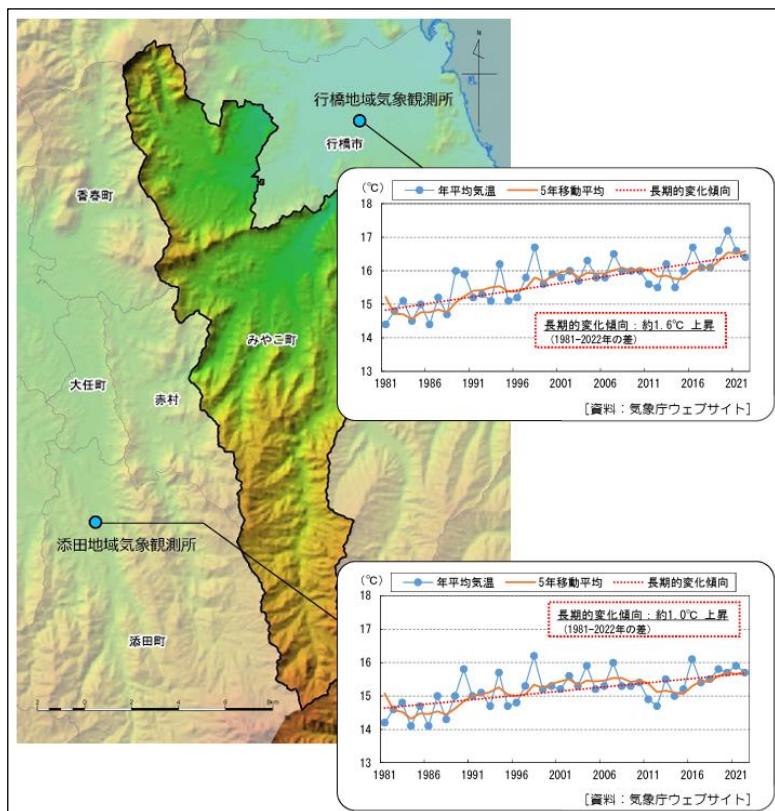
##### （2）土地利用規制

- 本町は、おおむね北部・中部を中心に都市的土地利用が進み、南部は自然的土地利用となっている。



### (3) 気象

- 本町は、日本海型気候の特徴を持ち、内陸部では寒暖差が大きい。令和7年の日平均気温は16.3°C、年間降水量は1,561mmである。
- なお、年間平均気温の変化をみると、過去40年間（1981年～2022年）で約1.0°C～1.6°C上昇している。



資料：「みやこ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（R6.1）から抜粋

図3 みやこ町周辺における年間平均気温の変化

### (4) 人口

- 本町の人口は、令和7年4月時点での17,589人であり、近年減少傾向が続いている。世帯数は、同年4月時点での8,396世帯であり、概ね横ばい傾向となっている。
- 65歳以上の高齢化率は、令和7年10月時点での43.02%であり、県内平均の同年10月28.18%と比較すると、高齢化が進んでいる。

表1 みやこ町の人口の推移

年	男	女	総人口	前年比	世帯数
令和7年	8,418	9,171	17,589	-302	8,396
令和6年	8,531	9,360	17,891	-370	8,389
令和5年	8,686	9,575	18,261	-364	8,381
令和4年	8,842	9,783	18,625	-364	8,457
令和3年	8,997	9,992	18,989	-360	8,537

資料：みやこ町住民基本台帳

## 2 自然災害に関する特性

### （1）風水害

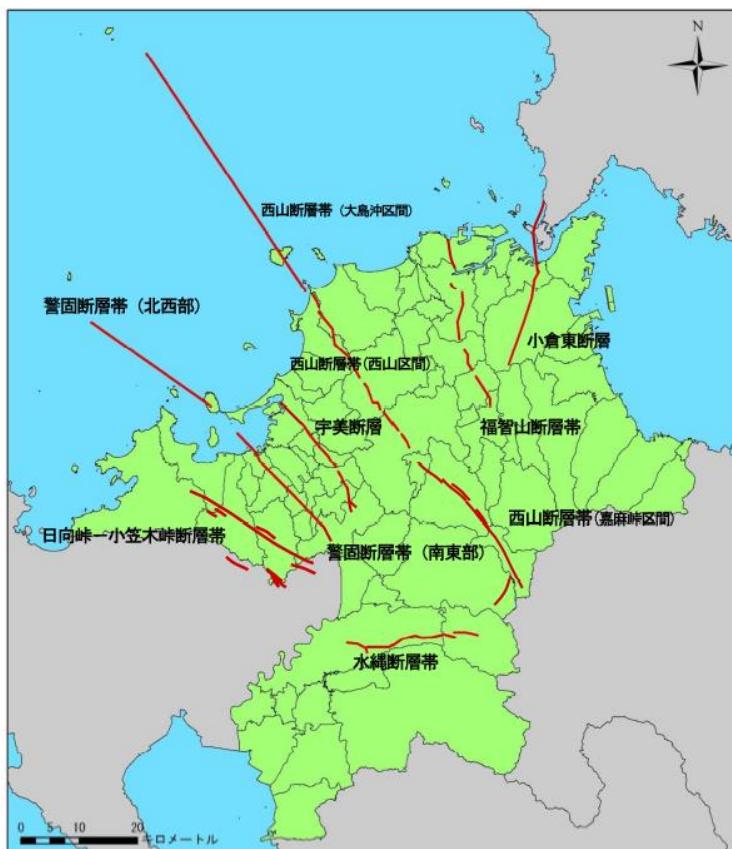
- 本町の強靭化の現状等を把握して推進すべき施策を設定するために、本町における過去の災害事例を参考とする。
- 本町では、台風や集中豪雨による水害や土砂災害が多く発生しており、風水害による災害リスクが比較的高い地域であるため、低地や河川近くの地域や山間部の土砂災害警戒区域等に指定された地域では特に注意が必要である。

表2 みやこ町における既往風水害

発生年	主な要因	主な被害	場所等
S19. 7	集中豪雨(台風)	山崩れ 河川氾濫	喜多良川流域
S20. 9 S20. 10	集中豪雨	洪水	伊良原地区等
S25. 9	キジア台風	がけ崩れ 洪水、浸水	上伊良原地区等
S26. 10	ルース台風	がけ崩れ 洪水	犀川地区等 (今川・祓川流域)
S27. 4	—	山林火災	犀川地区等
S54. 6	集中豪雨	洪水、浸水	長崎川流域 (勝山黒田地区)
S55. 8	集中豪雨	洪水、浸水	伊良原地区等
S57. 7	集中豪雨	洪水	伊良原地区等
H3. 9	台風19号	風害	町全域
H24. 7	集中豪雨	がけ崩れ 洪水、浸水	町全域
H29. 7	集中豪雨	土砂崩れ 洪水	犀川・犬ヶ嶽地区等
H30. 7	集中豪雨	がけ崩れ 洪水、浸水	町全域
R1. 7 R1. 8	集中豪雨	洪水	町全域
R2. 7	集中豪雨	洪水	町全域

## (2) 地震

- 本町で震度4以上を観測したのは、平成17年の福岡県西方沖地震、平成26年の伊予灘地震、平成28年熊本地震の3回である。
- 福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）によると、県内で7つの活断層（小倉東断層、福智山断層帯、西山断層帯、宇美断層、警固断層帯、日向峠・小笠木峠断層帯、水縄断層帯）が確認されており、本町に最も大きな人的被害をもたらすと想定される活断層は、福智山断層帯と西山断層帯である。



資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県（R7.9）

図4 福岡県周辺の活断層分布

表3 みやこ町に最も大きな人的被害をもたらすと想定される活断層の長期評価概要

活断層 (評価単位区間)	断層長さ	区間単独による地震の規模(M)	区間連動による地震の規模(M)	30年以内の地震発生確率	平均活動間隔 【最新活動時期】
福智山断層帯	28km	7.2程度	7.9-8.2程度	ほぼ0～3%	約9,400年-32,000年 【約28,000年前以後、約13,000年前以前】
西山断層帯 大島沖区間	38km	7.5程度		不明	不明 【約20,000年前以後】
西山断層帯 西山区間	43km	7.6程度		不明	不明 【約13,000年前以後、概ね2,000年前以前】
西山断層帯 嘉麻峠区間	29km	7.3程度		不明	不明【不明】

※確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また確率が「ほぼ0%」とあるのは、 $10^{-3}\%$ 未満の確率値を表す。

資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県（R7.9）

## V みやこ町の強靭化の基本的な考え方

### 1 みやこ町国土強靭化地域計画の基本目標

- 基本法 14 条において、本計画は「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、国の中長期的方針及び県計画等を踏まえ、以下のとおり基本目標を設定する。

#### 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

図 5 みやこ町国土強靭化地域計画の基本目標

### 2 みやこ町の地域強靭化を推進する上での留意事項

- 国の基本計画で示されている基本的な方針を踏まえ、本町の強靭化を推進する上での留意事項は以下のとおりである。

#### (1) 強靭化の取組姿勢

##### ■ P D C A サイクルの実施

強靭化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起くるとも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

##### ■ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、強靭化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

##### ■ 代替性・冗長性の確保

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

#### (2) 取組の効果的な組み合わせ

##### ■ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

## ■ 各主体との連携の強化

他市町村との連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

## ■ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

強靭化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、N P O等で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、国、県、市町村等と住民、コミュニティ、事業者等が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

### （3） 地域の特性に応じた施策の推進

#### ■ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

加えて、国土強靭化に関する施策をより効率的に進めていくため、デジタル等新技術の活用による災害関連情報の予測・分析、検知・収集・集積・伝達の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DXを推進する。

#### ■ 強靭化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靭化を推進するリーダーの育成・確保に努め、強靭化を社会全体の取組として推進する。

## VI みやこ町の脆弱性評価

### 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

- 前述の基本計画を達成するため、みやこ町の強靭化に必要な事項を整理することを目的として脆弱性評価を行った。
- 想定するリスクとしては、地震や風水害等の大規模自然災害を対象とし、国の基本計画や県計画を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 2 施策分野の設定

- 国の基本計画及び県計画において設定された施策分野を参考とし、項目の追加や統合、表現の修正を行い、5つの施策分野を設定した。

（施策分野）

① 行政	② 保健医療・福祉	③ 産業	④ 基盤整備	⑤ デジタル活用
------	-----------	------	--------	----------

表4 みやこ町国土強靭化地域計画 [基本目標～事前に備えるべき目標～リスクシナリオ]

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られること ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものも含む）
		1-3	大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-3	幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## VII 強靭化施策の推進方針

### 1 リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針

- 前述のリスクシナリオに係る本町の脆弱性評価及び関連計画等を踏まえ、今後の施策方針について、以下リスクシナリオごとに整理した。
- これらの施策の推進にあたっては、施策が分野横断的なものであり、複数の主体が連携して行う取組により一層の効果が期待されることを踏まえ、目標の実現に向けて計画の実効性が確保できるよう十分留意する。

#### 目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅、特定建築物の耐震化【総務課、建築課、都市整備課、教育委員会生涯学習課、行政経営課】
  - ・ 建築物の所有者等に対し、県と連携し、木造戸建て住宅の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。
  - ・ 特定建築物を含め公共施設等の耐震化について、みやこ町耐震改修促進計画をもとに、より一層の計画的な耐震化の取組を促進する。

※ 特定建築物：昭和 56 年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等
- ・ 地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことを推進する。
- ・ 住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置や、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え、空き家の除却や適切な管理の促進等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。
- ・ 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を推進する。
- ・ 耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物の耐震診断・改修への支援を推進する。
- ・ 木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、地震に強いまちづくりを推進する。

##### ○ 学校施設の耐震化【教育委員会学校教育課】

- ・ 公立学校施設等の耐震化が早期に完了するよう、みやこ町公共施設再配置計画をもとに、国、県の指導を仰ぎ、補助制度を活用して計画の推進を図る。

- ・学校統廃合により新設する校舎等の耐震化を行うとともに、国や県に対し予算の確保を求め、学校施設の耐震化を促進する。
- ・災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実を促しつつ、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能の強化を推進する。

○ 病院、社会福祉施設等の耐震化【保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設について、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に改築等による耐震化を促す。
- ・災害発生時に自力で避難できない者が多く利用する高齢者施設等での防災を図る。

○ 応急危険度判定体制の整備【総務課】

- ・被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、災害時における町外からの判定士の受入体制の整備を図る。

○ 大規模盛土造成地の安全性の把握【都市整備課】

- ・県が作成する大規模盛土造成地マップを利用し、町民に情報提供を行う。
- ・地震等に伴う盛土の崩落等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を県等と連携し進める。

○ 住環境等の整備【建築課、都市整備課】

- ・住環境等の整備を促進するため、土地区画整理事業等、及び住環境整備事業や狭い道路整備等促進事業等の実施を推進する。

○ 不燃化を行う区域の指定【町長公室】

- ・まちのコンパクト化を図るうえで、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域指定を検討し、居住誘導区域内における防火対策を促進する。

○ 指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策【都市整備課】

- ・指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を

適切に行う。

- ・ 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策を推進する。

○ 交通施設等における脆弱性の解消 【総務課、都市整備課】

- ・ 交通施設について、倒壊による危害を利用者に与えないよう、沿道沿線や立体交差する施設等を含め、耐震化や除却等を進める。

○ 繼続的な防災訓練や防災教育等の推進 【総務課】

- ・ 地震の発生から到着までの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を与えるため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○ エレベーターへの閉じ込め防止 【総務課】

- ・ 地震時に閉じ込めが起こりづらく、自己診断・自動復旧運転ができるエレベーターの設置を推進する。

○ 消防団等との充実強化の促進等 【総務課】

- ・ 消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材・拠点施設の充実、教育訓練等を継続的に推進する。

○ 施設等の質の向上【総務課、町長公室、保険福祉課、産業振興課、教育委員会生涯学習課、教育委員会学校教育課】

- ・ 各種の避難施設の整備・機能強化にあたっては、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するよう配慮する。
- ・ 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

1-2 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

○ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策 【都市整備課】

- ・ 近年の集中豪雨による激甚な被害が発生する恐れがある河川について、災害からの被害

を防止するため、護岸整備等にあたり、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧が必要であり、河川の未整備区間の改善を進める。

- ・ 河川の浚渫を実施し流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する取組の検討を行う。
- ・ 土砂災害により激甚な被害が発生した際は、県等と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施することに協力する。
- ・ 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進めることに協力する。

## ○ 気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進【都市整備課】

- ・ 町が管理する河川については、大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、浚渫や護岸整備を行う。
- ・ 町内には、県が管理する河川が通っており、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を県に働きかける。
- ・ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川整備に加え、流域内のあらゆる関係者により、田んぼや学校を活用した雨水貯留施設の整備、ハザードマップの作成、危険な地域への建築制限などに総合的に取り組み、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。
- ・ 流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、対策の効果等を検討する。
- ・ 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を推進する。また、社会资本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
- ・ 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。
- ・ 国の「気候変動×防災」戦略の主流化のため、地域気候変動適応計画及び防災関連計画に「気候変動×防災」の取組を位置付け、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施することに努める。

○ 洪水及び内水に対するハザードマップの作成【総務課】

- ・ 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を地域に働きかけるとともに、洪水ハザードマップについて、水防法の改正等があった場合、随時更新を行う。
- ・ 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、内水ハザードマップの作成に努め、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を働きかける。
- ・ ハザードマップの見直しを行い、住民の防災・減災意識の向上を図る。

○ 水害対応タイムラインの作成【総務課】

- ・ 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、水害対応タイムラインの策定を行う。

○ 適切な避難情報の発令【総務課】

- ・ 「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難指示等の発令を行う。

○ 道路施設の老朽化対策【都市整備課】

- ・ 町が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な点検及び補修工事を実施する。
- ・ 河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、近年の豪雨等を踏まえ、道路等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

○ 砂防施設等の老朽化対策【都市整備課】

- ・ 県が管理する砂防堰堤や渓流保全工等の砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等は、機能を十分に生かすため、地元住民と県との連絡調整を密にする。

○ 治山施設の老朽化対策【都市整備課】

- ・ 県が管理する治山施設については、機能を十分に生かすため、地元住民と県との連絡調整を密に行う。

○ ため池の防災・減災対策【都市整備課】

- ・ 気候変動等の影響に伴う突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、町が防災重点ため池として位置付けたため池を中心に、ため池施設の点検・耐震診断を順次実施するとともに、ため池ハザードマップの作成、ため池劣化状況調査評価業務等を推進する。

- ・近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して防災重点ため池を再選定し、ため池の更なる防災対策を図る。

○ 治水対策の推進【都市整備課】

- ・大雨による浸水被害の軽減を図るため、大きな被害が想定される河川について、河道掘削、堤防整備、堤防強化、調節池等の整備を県等と連携し、推進する。また、県等と連携し、激甚化する風水害への対策の加速化を推進する。

○ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置【都市整備課】

- ・河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計や河川監視カメラに加え、低成本で設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を県等と連携し、推進する。

○ ダム事前放流の取組【都市整備課】

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携のもと、事前放流の取組をより効果的に実施するため、福岡県二級水系洪水調節機能協議会の場において、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進に努める。
- ・ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、ダム管理者との情報網を整備する。さらには、事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の両機能を最大化するとともに地域振興にも資する「ハイブリッドダム」の取組を県等と連携し推進する。

○ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【総務課】

- ・施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、減災のための目標を共有し、県等と連携し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

○ ドローン等の新技術活用【都市整備課】

- ・ドローン等を利用する災害関連情報の収集を高度化し、災害時の迅速な復旧体制の構築や、デジタル技術を活用した維持管理の効率化・省力化に向けた取組を県等と連携し推進する。

○ 防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備【総務課】

- ・大雨による河川からの越水、地すべり、がけ崩れ等の多様な災害から住民を守るため、防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備を県等と連携し推進する。

○ 緊急時の避難先の確保 【建築課】

- ・ 水害時における町営住宅の空き住戸の活用について、町営住宅やその周辺の住民が、町が定める避難場所等に避難する時間的余裕がない場合、緊急かつ一時的に避難する先（緊急時の避難先）の確保に努める。

○ 高齢者施設等における水害対策 【保健福祉課】

- ・ 大雨等により発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の管理者に対し、利用者が円滑で安全に避難できるよう、水害対策に伴う改修等を促す。

○ 浸水対策としての公共施設、宅地の嵩上げ 【総務課】

- ・ 大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件満たす地区において、県の助言を受けつつ、同程度の出水に対する安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを推進する。
- ・ 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化（防災を主流化）を推進するとともに、土地のかさ上げ、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を推進する。

○ 鉄道施設の浸水対策 【行政経営課】

- ・ 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策に協力する。

○ 学校施設の電源確保 【教育委員会学校教育課】

- ・ 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。

○ 地域防災力の強化 【総務課】

- ・ 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るために、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が町と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

### 1－3 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

○ 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施 【都市整備課】

- ・ 豪雨により激甚な被害が発生した地域については、町民の安全・安心な暮らしの確保、

社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を県に働きかける。

○ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【都市整備課】

- ・ 土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘査しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を県に働きかける。
- ・ 近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、県等と連携し、重点的に施設整備を推進する。

※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における 捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備

※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備

※被災のおそれが高い、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築

○ 既存ストックを有効活用した対策【都市整備課】

- ・ 効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を県等と連携し推進する。

○ 治山施設の整備【産業振興課、都市整備課】

- ・ 山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と提携し保安林及び治山施設の整備を推進する。

○ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務課】

- ・ 土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など、区域の見直しを県が行った場合に、土砂災害ハザードマップの作成や、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を推進する。これらの取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を推進する。
- ・ ハザードマップの見直しを行い、住民の防災・減災意識の向上を図る。

○ 土砂災害対策としての公共施設、宅地の嵩上げ【都市整備課】

- ・ 大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、県の助言を受けつつ、必要に応じて、再度土石流からの被害を発生させないよう河川改修事業、砂防事業等の復興事業と連携して、堆積した土砂を活用し公共施設と宅地との一体的な宅地嵩上げを県等と連携し推進する。

○ 山地災害危険地区の指定・公表 【都市整備課】

- ・ 山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、町ホームページでの情報提供を推進する。

○ 自然歩道の整備 【産業振興課】

- ・ 自然災害時に利用者が安全に避難するため、自然歩道のルートを示す誘導標識や階段等の施設整備を推進する。

○ 自然公園施設の整備 【産業振興課】

- ・ 自然災害時に避難施設として利用可能な自然公園施設において、トイレ等の整備を行い、避難拠点としての基盤強化を推進する。

○ 山地災害、森林等の保全機能の低下への対応 【産業振興課】

- ・ 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を県等と連携し推進する。
- ・ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の發揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を県等と連携し推進する。

## 目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ○ 消防団の充実強化【総務課】

- ・ 消防団活動の周知を行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進する。
- ・ 防火水利、消防車両、可搬式ポンプ、消防格納庫等の老朽化した消防設備を計画的に更新する。

#### ○ 自主防災組織の充実強化【総務課】

- ・ 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。
- ・ 災害時における共助の要となる自主防災組織の育成と持続的な活動を支援する。

#### ○ 消防署の耐震化【総務課】

- ・ 災害時の消防機能を維持するため、消防署の耐震化を進める。

#### ○ 消防防災施設の整備促進【総務課】

- ・ 防災基盤の強化を図るため、耐震性貯水槽、防火水槽等、消防防災施設の整備を促進する。

#### ○ 救助活動の必要性を伝達する仕組みづくり【総務課】

- ・ 自治会等の単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を町へ伝達できる仕組みの構築を推進する。

#### ○ 総合的な防災力の強化【総務課】

- ・ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう努める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ○ 保健医療調整本部の設置【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、県災害対策本部と連携を図る。

### ○ 医療施設の災害対策の推進【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備を設置し、災害時における医療提供体制の充実・強化を推進する。
- ・業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても、発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコーポレーティブ・ソリューションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。

### ○ 災害時の搬送ルートの確保【都市整備課】

- ・DMAT等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用などの対策を県等と連携し推進する。また、患者や医薬品等の搬送ルートの優先的な確保等取組を進める。

### ○ 医療施設における自家発電設備の強化【総務課】

- ・災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備の強化を推進する。
- ・地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。

### ○ 連絡体制・通信手段の確保等【総務課】

- ・災害発生時において、被災者の状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげることを推進する。

### ○ 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進【総務課、建築課】

- ・多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組むことを推進する。

## 2－3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

### ○ 健康管理体制の構築【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 町において統括保健師の配置を行い、県と連携・役割分担の調整を行い、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、県マニュアルを参考し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制の構築を推進する。
- ・ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保することを推進する。
- ・ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築することを推進する。

### ○ 福祉避難所の設置・運営【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう努めるとともに、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を支援する。
- ・ 福祉用具の調達や災害派遣福祉チームの派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における資器材や人材の確保を支援することを推進する。

### ○ 避難所運営の効率化【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の取組について、国、県と連携して検討を進めていくことを推進する。

### ○ 避難施設の整備【教育委員会生涯学習課、教育委員会学校教育課】

- ・ 町有の学校施設、社会教育施設及び社会体育施設においては、発災時に児童生徒や地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能強化及び計画的な老朽化対策を図ることを推進する。
- ・ 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における空調設置等の熱中症対策を実施することを推進する。エネルギー源としてライフラインの機能強化として導入する自立・分散型エネルギーを活用することを推進する。

- ・学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する。

○ 避難生活支援におけるボランティア人材の育成【総務課、保険福祉課】

- ・避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築することを推進する。
- ・避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大することを推進する。

○ 避難所の耐震化等の推進【総務課】

- ・洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた対策を推進する。

○ 避難所以外への避難者の対策の促進【総務課】

- ・車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成を促進する。
- ・避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を推進する。
- ・被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○ 公助による備蓄・調達の推進【総務課】

- ・災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。
- ・物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。

- 自助・共助による備蓄の促進【総務課】
  - ・ 町民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、広報・啓発を実施する。
  - ・ 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。
- 高齢者施設等における電力供給体制の整備【保険福祉課、子育て・健康支援課】
  - ・ 災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備等の整備を促進する。
- 水道事業者によるアセットマネジメントの推進【上下水道課】
  - ・ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の耐災害性強化対策に加え、水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を推進する。
- 再生可能エネルギーの活用推進【住民課、産業振興課】
  - ・ 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置の設置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。
- 避難施設へのエネルギー等の供給【総務課、行政経営課】
  - ・ 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を推進する。
  - ・ 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化や、訓練・演習を継続的に実施することを推進する。
  - ・ 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- 帰宅困難者に対する支援【総務課、産業振興課】
  - ・ 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、引き続き、企業等における施設内待機や拠点のない帰宅困難者の待機場所を確保することが必要である。
  - ・ 帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を推進する。

- ・ 町民に対し徒步帰宅者支援ステーション等の情報を積極的に周知していくことを推進する。

○ **帰宅困難者対策の推進【総務課】**

- ・ 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。
- ・ 大量の帰宅困難者が徒步等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政や交通事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者対策を推進する。

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ **災害時に孤立するおそれがある集落の把握と必要となる設備や物資の確保【総務課】**

- ・ 県と連携して、大雨による土砂や流木の堆積、道路や橋梁の損壊等により、孤立するおそれがある集落について、人口（要配慮者の状況を含む）、指定避難所の確保・整備状況、食料等の備蓄状況、非常用電源の配備状況、非常用通信手段の配備状況に努める。
- ・ 孤立するおそれがある集落が孤立状態に陥った際、必要となる設備及び物資等の確保に努めるとともに、これら物資等を当該集落内の避難所等に配置するよう努める。

○ **災害発生時の機動的・効率的活動の確保【総務課、都市整備課、産業振興課】**

- ・ 道路の無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。
- ・ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓閉に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。

○ **分散型エネルギーの導入促進【総務課、住民課】**

- ・ 再生可能エネルギーなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靭化に資する重要な設備であるため、事業者等と連携し、導入促進を図ることを推進する。

○ **迂回路の指定と共有【総務課】**

- ・ 地域防災計画等に基づき、必要に応じて農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有することを推進する。

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### ○ 疫病のまん延防止【子育て・健康支援課】

- ・ 予防接種法に規定される疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関、医師会関係者との情報共有を図る。

### ○ 避難所における感染症防止対策の徹底【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課、上下水道課】

- ・ 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
- ・ 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を推進する。
- ・ 避難所運営マニュアルを踏まえ、適切な避難所運営が実施されるよう必要に応じて県に助言を受ける。
- ・ マスク・消毒液等の備蓄を推進、町ホームページ等での避難所の混雑状況の発信、避難所運営マニュアルに基づく感染防止対策の徹底を図る。

### ○ 衛生環境の確保等【総務課、住民課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備等の資材供給不足が起きないようにするなど、必要に応じた対応が可能な体制を維持することを推進する。
- ・ 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。
- ・ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止することを推進する。

### ○ 医療活動を支える取組の推進【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保等により医療機能が麻痺しないようにするなどを推進する。

### ○ 感染症における自宅療養者等の避難の確保【保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の発生時において自宅療養者が発生した際には、被災に備

えて災害発生前から県との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、これらのこととが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症の発生前から関係機関との調整に努める。

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 防災拠点となる公共施設の整備【総務課、町長公室、財政課、教育委員会生涯学習課、行政経営課、住民課、保険福祉課】
  - ・ 防災拠点となる公共施設について、老朽化対策や改築を計画的に行い、消防設備や発電機といった防災設備の適切な維持管理、更新等を行う。
  - ・ 公共施設等の耐震強化や再生可能エネルギー等の自立・分散型設備、非常用電源の整備を推進する。
- 業務継続体制の確保【総務課、財政課、行政経営課】
  - ・ 災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、大規模災害時における業務継続計画の見直しを推進する。また、業務継続の根幹をなす情報システムの体制強化に努める。
- 各種防災訓練の実施【総務課】
  - ・ 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、総合訓練等を実施することを推進する。
  - ・ 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある町OB・OGの活用についても考慮しつつ、検討することを推進する。その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入することを推進する。
- 受援体制の確保【総務課、行政経営課】
  - ・ 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等の実施を推進する。
  - ・ 災害時の救援物資等の受け入れ体制の向上を図るため、受援訓練を実施し、訓練の検証結果をもとに、必要に応じて県の支援を受け、受援計画の見直し等を行うことを推進する。
- 災害対策本部設置運営訓練等の実施【総務課】
  - ・ 災害対策本部設置運営訓練を行い、訓練の検証結果をもとに、地域防災計画や各種マニュアルなどの見直しを行うことを推進する。

○ 罹災証明を迅速に発行するためのデータ・システム整備【税務課】

- ・ 大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、研修会等を開催し、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保をするとともに、システムの早期導入を行うことを推進する。

○ 民間事業者等との連携強化【総務課、町長公室、行政経営課】

- ・ 災害発生時に、物資供給や専門人材の確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業者等との災害に関する応援協定の締結を推進する。
- ・ 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ることを推進する。

○ 情報発信における SNS の活用【町長公室】

- ・ SNS を含む情報発信の在り方について整理することを推進する。

## 目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全

#### ○ 企業BCPの策定促進【行政経営課、産業振興課】

- ・福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー等の案内及び参加を呼びかけるとともに、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

#### ○ 商工業者への事業継続支援【産業振興課】

- ・被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する取組を推進する。

#### ○ 事業継続力強化支援計画の策定促進【行政経営課、産業振興課】

- ・町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会と連携し、防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画を今後も促進する。

#### ○ 広域道路ネットワークの整備【都市整備課】

- ・平常時・災害時間わず道路ネットワーク機能を充分に発揮させ、人流・物流を確保するため、高規格道路の整備、代替路や補完路によるネットワークの多重化を県に要望していくことを推進する。

#### ○ 交通・防災拠点の強化【総務課】

- ・災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる道の駅や都市部の交通拠点等について、災害情報の集約・発信、防災施設の整備など、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策を検討することを推進する。

#### ○ 物流インフラ網の構築【総務課、都市整備課】

- ・川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を推進する。

#### ○ 物流機能やサプライチェーンの維持【総務課】

- ・災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者によるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物流施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力

の強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を推進する。

#### 4-2 有害物質の大規模拡散・流出

##### ○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【住民課】

- ・ 町民の健康被害のリスクを軽減するため、県が行う大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び、大気・水質・土壤中のダイオキシン類の常時監視並びに、事業場への立入検査や事業者への指導の結果を早期に入手することを推進する。
- ・ 県と連携し、災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保することを推進する。
- ・ 有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、防災行政無線、町ホームページにより、町民に対し周知等を行うことを推進する。
- ・ 土壤汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壤汚染対策を県とともに指導することを推進する。平時から有害物質等を使用・貯蔵している事業場の情報を関係機関で共有する体制を確保することを推進する。

##### ○ 毒物劇物の流出等の防止【住民課】

- ・ 災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、町ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行うことを推進する。

#### 4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による甚大な影響

##### ○ 企業B C Pの策定促進【行政経営課、産業振興課】(再掲)

- ・ 福岡県中小企業団体中央会が行うB C P策定マニュアルの普及やB C P普及促進セミナー等の案内及び参加を呼びかけるとともに、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、町内事業者に対し、B C P策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

##### ○ 事業継続力強化支援計画の策定促進【行政経営課、産業振興課】(再掲)

- ・ 町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会と連携し、防災意識の向上活動、B C Pの作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画を今後も促進する。

## 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

### ○ 農業水利施設の老朽化対策【都市整備課、産業振興課】

- 農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断や劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化を目指し、施設の老朽化対策を推進する。

### ○ 農道・林道の整備、保全【都市整備課】

- 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道のトンネルや橋梁部の点検・診断を行う取組を推進する。

### ○ 農地等の防災・減災対策【都市整備課、産業振興課】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている、又は生じる恐れのある地域を対象として、県と協議のうえ、排水機、排水樋門、農地等の整備を推進する。
- 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

### ○ 農業用ハウスの補強【産業振興課】

- 近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策支援を推進する。

### ○ 農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化【産業振興課、都市整備課】

- 農林業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道橋、林道橋等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。

### ○ 農業者による BCP 策定の促進【産業振興課】

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農業者による BCP の策定を促進する。

### ○ 物流インフラ網の構築【総務課、都市整備課】(再掲)

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を推進する。

## 4－5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### ○ 異常渇水等への対策の推進【産業振興課】

- ・気候変動等の影響により、渇水がさらに深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
- ・大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施していくことを推進する。

### ○ 水道施設の総合的強化【上下水道課】

- ・災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図っていくことを推進する。

## 4－6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

### ○ 地域における農地・農業水利施等の保全【産業振興課】

- ・農業・農村が有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金等による支援を行う。

### ○ 荒廃農地対策【産業振興課】

- ・農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行い、荒廃農地の再生利用を促進する。

### ○ 森林の整備・保全【産業振興課】

- ・森林の荒廃を未然に防止するため、強度間伐による針広混交林化等を推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備を推進する。
- ・近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。
- ・森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- ・大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・渓流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保することを推進する。
- ・大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾

向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。

○ 園芸産地の防災・減災対策【産業振興課】

- 度重なる被害を受けている産地の維持・発展を図るため、農地中間管理機構と連携して浸水リスクが少ない土地を確保・斡旋するとともに、園芸農家が行うハウス移転等に要する経費の一部を補助することを推進する。

○ 指定管理鳥獣捕獲等に関する対策【産業振興課】

- 森林等における植生の食害等による表土流出等をもたらす指定管理鳥獣（ニホンジカ等）の生息密度を適正なレベルに減少させるため、森林等の生息密度が高い地域において、シカの捕獲等を実施することを推進する。
- 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や野生鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。

○ 森林機能の維持【産業振興課】

- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の取組を推進する。
- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。
- 近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要なインフラ施設周辺の森林整備を推進する。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を推進する。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保【都市整備課、産業振興課】（再掲）

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行う他、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保することを推進する。

## 目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5－1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 発災時の指定避難所の運営について、避難所運営マニュアルを基に円滑な運営を行えるように職員の訓練に努め、自主防災組織等を中心とした地域住民による避難誘導、避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を推進する。
- 避難行動要支援者の避難支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 避難者行動支援者に対する避難支援について、自主防災組織、民生委員等を対象とした研修会や訓練を行うことを推進する。
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 要配慮者利用施設の管理者等に対し、県や気象台と連携をとり、防災気象情報の活用や水害リスク、計画作成のポイント等に関する講習会を開催するなど、必要な支援等を推進する。
- 福祉避難所への避難体制の整備の促進【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、住民参加の研修会や避難訓練を推進する。
- 外国人に対する支援【行政経営課】
  - ・ 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より県作成の多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及に努める。
  - ・ 福岡県国際交流センター等と連携し、多言語での情報提供を行うため、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進や「災害時通訳・翻訳ボランティア」制度を活用を推進する。
  - ・ 福岡県や福岡県観光連盟等と連携し、ホームページやソーシャルネットワーキングサービスを通じて、多言語で交通状況や気象などの情報発信を推進する。

○ 防災教育の推進【教育委員会学校教育課】

- ・児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの更新について、各種研修の機会を通して周知を推進する。

○ 男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成【総務課】

- ・災害発生時及び平常時の備えの段階から、男女共同参画の視点をもって対応できる人材を育成するため、自主防災組織や地域コミュニティのリーダー、地域防災の担い手となる男女を対象に研修を実施することを推進する。

○ 多様な視点を反映した災害対応の啓発【総務課】

- ・高齢者、子ども、外国人、性的少数者など多様な視点を踏まえた災害時用備蓄や避難所等での避難生活の重要性について、各種広報、出前講座等を通じて啓発することを推進する。

○ 避難行動等の教訓の広報啓発【総務課】

- ・避難行動につながった自助・共助の取組等を各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じて普及啓発を図ることを推進する。

○ 情報伝達手段の整備【総務課、財政課】

- ・情報通信設備の耐災害性を強化するため、役場庁舎においては、非常用自家発電設備の構築により電源を確保するとともに、自治体クラウドの導入等を検討し、運用管理の見直しを行うことを推進する。
- ・避難所等の公共施設が災害時に町民への情報発信拠点となるように、公衆無線LAN環境の整備を進め、住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を行うことを推進する。
- ・災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、必要な対策を推進する。

○ 町防災行政無線の運用【総務課】

- ・気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、町防災行政無線、エリアメール、防災メール・まもるくんを利用し周知を行うことを推進する。

○ 災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

- ・町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、町民や事業者等

に対し、備蓄を働きかけることを推進する。

○ 情報・データ活用環境の整備【総務課、行政経営課】

- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保したうえで有効活用可能な環境を整備することを推進する。

## 5－2 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【上下水道課】

- 耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画に沿った耐震性能向上に取り組むことを推進する。
- 水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進めるなどを推進する。
- 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化を引き続き促進する。

○ 下水道施設の耐震化（農業集落排水施設含む）【上下水道課】

- 町が管理する下水道施設の耐震化の優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施を推進する。

○ 下水道B C Pの実効性の確保【上下水道課】

- 町が管理する下水道施設において、下水道B C Pの情報更新及び訓練を行い、実効性の向上を図ることを推進する。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道課、産業振興課】

- 農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化対策を推進する。

○ 净化槽の整備【上下水道課】

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業に要する経費の一部の補助を推進する。

○ 下水道施設の強靱化及び衛生環境の確保【上下水道課】

- ・大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図ることを推進する。

○ 水資源の確保【総務課、教育委員会学校教育課】

- ・雨水の有効利用を推進するため、情報発信力のある学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を実施することを推進する。

### 5-3 幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市整備課】

- ・幹線道路の早期整備に向け関係団体等と連携し、引き続き国・県へ働きかけを行うことを推進する。

○ 広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化【都市整備課】

- ・幹線道路の整備を促し、災害対応力の強化のために資する道路ネットワークの構築を推進する。

○ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市整備課】

- ・大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等を推進する。緊急輸送の道路対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に推進する。

○ 道路橋梁の耐震補強【都市整備課】

- ・地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊等の致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を推進する。

○ 緊急輸送道路の整備【都市整備課】

- ・大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた国・県道については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備等を重点的に進めるよう県に働きかける。

○ 道路施設の老朽化対策【都市整備課】（再掲）

- ・ 町が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な点検及び補修工事を実施する。
- ・ 河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、近年の豪雨等を踏まえ、道路等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

○ 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【都市整備課】

- ・ 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う。

○ 啓開体制の強化【都市整備課】

- ・ 道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

○ 無電柱化の推進【総務課、建築課】

- ・ 道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める。

○ 道路の雪寒対策の推進【都市整備課】

- ・ 車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、除雪等により対策に努める。

○ 生活道路の整備【都市整備課】

- ・ 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置等、町民の安全・安心を確保するための道路整備を行う。

○ 災害時における自転車、バイク等の活用【総務課】

災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。

○ 災害に強い交通ネットワークの構築【総務課】

- ・ 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、事業者・関係機関等との協定締結を推進し、協力・連携を強化する。

- ・ 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を推進する。
- ・ 豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、洗掘防止対策や架け替え、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。
- ・ 豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。

○ 物流機能やサプライチェーンの維持【総務課】（再掲）

- ・ 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP 未策定の物流事業者による BCP 策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物流施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を推進する。

## 目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

#### ○ 事前復興ビジョンの策定の推進【総務課】

- ・ 復興まちづくりのための事前準備として、事前復興ビジョンの策定を推進する。
- ・ 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や地域活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する地域コミュニティの維持・活性化を推進する。
- ・ 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備することを推進する。

#### ○ 復旧を効率的に行う取組・手順の整理【総務課】

- ・ 国、県からの情報展開に基づいて、大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について把握し、事前に備えることを推進する。

#### ○ 復興まちづくりのための事前準備の推進【総務課】

- ・ 復興まちづくりのための事前準備への取組着手を促進し、事前復興まちづくり計画の策定等に取り組むことを推進する。

### 6-2 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

#### ○ 防災担当職員等の育成【総務課】

- ・ 大規模災害時には、専門的な職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催や町の防災担当職員の育成、災害アドバイザーの派遣などの取組を行うことを推進する。
- ・ 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を推進する。
- ・ 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携のもとに構築することを推進する。

○ 建設人材の確保・育成【財政課、建築課、都市整備課、上下水道課】

- ・ 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、災害時協力事業者と復旧工事・支援業務に関する協定を締結することを推進する。
- ・ 復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国、県の指針に基づき、予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定等による就労環境の整備を行うことを推進する。

○ 災害ボランティア活動の強化【総務課、保険福祉課】

- ・ 災害ボランティアの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、社会福祉協議会の職員等を対象として災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行うことを推進する。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保【都市整備課、産業振興課】（再掲）

- ・ 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行う他、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保することを推進する。

○ 事前復興、復興方針・体制づくりの推進【総務課】

- ・ 事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容の充実を推進する。
- ・ 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- ・ 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画することを推進する。

### 6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

- ・ 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県の災害廃棄物処理計画、町の災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。
- ・ 計画の実効性の向上に向け、職員等の人材育成を図ることを推進する。
- ・ 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を推進する。
- ・ 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害

発生時に確実に運用できるよう準備を進める等の取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組むことを推進する。

#### 6－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

- 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建築課】

- ・ 地域防災計画に基づき選定される建設用地に、迅速に応急仮設住宅が建設できるよう、様々な建築団体と協議し、体制の構築を推進する。

- 公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備【建築課】

- ・ 町営住宅等を提供する等、提供体制の整備を推進する。

- 家屋被害への対応の迅速化【総務課、行政経営課】

- ・ 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、ITの活用を図ることを推進する。

#### 6－5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 地域コミュニティの活性化【総務課、行政経営課】

- ・ 地域コミュニティ活性化に係る県等主催の市町村職員研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会に積極的に参加し、先進的な事例等を学習しながら、効果的な地域コミュニティ活性化の方法の検討を推進する。
- ・ コミュニティ活動に必要な備品や集会施設などを整備することで、地域のコミュニティ活動の充実・強化や地域住民の福祉の向上を図る。

- 被災者等支援制度の周知【保険福祉課】

- ・ 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者への周知を推進する。

- 貴重な文化財の喪失対策【教育委員会生涯学習課】

- ・ 耐震、耐火をはじめとする防災等能力の調査及び整備を行うことを推進する。
- ・ 防災減災を図る指針や組織づくりを推進する。

○ 文化財の耐震化等の推進【教育委員会生涯学習課】

- ・ 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。
- ・ 自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が發揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- ・ 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。

## 2 施策分野ごとの強靭化施策

○ リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、5つの施策分野ごとに強靭化施策を整理した。

表 5 施策分野ごとの強靭化施策

事前に 備えるべき 目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策	施策レベル					
			施策分野の設定					
			1 行政	2 保健 医療 ・ 福祉	3 産業	4 基盤 整備	5 デジタル 活用	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	住宅、特定建築物の耐震化		○	○			
		学校施設の耐震化				○		
		病院、社会福祉施設等の耐震化		○	○			
		応急危険度判定体制の整備				○		
		大規模盛土造成地の安全性の把握				○		
		住環境等の整備				○		
		不燃化を行う区域の指定				○		
		指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策				○		
		交通施設等における脆弱性の解消				○		
		継続的な防災訓練や防災教育等の推進				○		
		エレベーターへの閉じ込め防止				○		
		消防団等との充実強化の促進等				○		
		施設等の質の向上				○		
		激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策				○		
	1-2 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進				○		
		洪水及び内水に対するハザードマップの作成	○	○				
		水害対応タイムラインの作成	○	○				
		適切な避難情報の発令	○					
		道路施設の老朽化対策	5-3			○		
		砂防施設等の老朽化対策				○		
		治山施設の老朽化対策			○	○		
		ため池の防災・減災対策			○	○		
		治水対策の推進				○		
		下水道による都市浸水対策				○		
		危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置				○		
		ダム事前放流の取組	○	○				
		「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進	○					
		ドローン等の新技術活用	○					
		防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備				○		
		緊急時の避難先の確保	○					
		高齢者施設等における水害対策	○					
1-3 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生		浸水対策としての公共施設、宅地の嵩上げ				○		
		鉄道施設の浸水対策				○		
		学校施設の電源確保				○		
		地域防災力の強化	○					
		激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施				○		
		人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進				○		
		既存ストックを有効活用した対策				○		
		治山施設の整備			○			
		土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化	○	○				
		土砂災害対策としての公共施設、宅地の嵩上げ				○		

事前に 備えるべき 目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策レベル						
		施策					施策分野の設定	
		再掲	行政	保健医療・福祉	産業	基盤整備	デジタル活用	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと	2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団の充実強化		○				
		自主防災組織の充実強化		○				
		消防本部・消防署の耐震化		○				
		消防防災施設の整備促進		○				
		救助活動の必要性を伝達する仕組みづくり		○				
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	総合的な防災力の強化		○				
		保健医療調整本部の設置			○			
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	医療施設の災害対策の推進			○			
		災害時の搬送ルートの確保				○		
		医療施設における自家発電設備の強化				○		
		連絡体制・通信手段の確保等			○			
		住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進				○		
		健康管理体制の構築				○		
		福祉避難所の設置・運営			○			
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	避難所運営の効率化				○		
		避難施設の整備				○		
		避難生活支援におけるボランティア人材の育成			○			
		避難所の耐震化等の推進				○		
		避難所以外への避難者の対策の促進			○			
		公助による備蓄・調達の推進			○			
		自助・共助による備蓄の促進			○			
2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	高齢者施設等における電力供給体制の整備				○		
		水道事業者によるアセットマネジメントの推進			○			
		再生可能エネルギーの活用推進				○		
		避難施設へのエネルギー等の供給			○			
		帰宅困難者に対する支援					○	
		帰宅困難者対策の推進			○			
2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	災害時に孤立するおそれがある集落の把握と必要となる設備や物資の確保			○			
		災害発生時の機動的・効率的活動の確保					○	
		分散型エネルギーの導入促進			○			
		迂回路の指定と共有			○			
		疫病のまん延防止				○		
		避難所における感染症防止対策の徹底			○	○		
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	衛生環境の確保等			○			
		医療活動を支える取組の推進			○			
		感染症における自宅療養者等の避難の確保			○			
		防災拠点となる公共施設の整備			○			
		業務継続体制の確保			○			
		各種防災訓練の実施			○		○	
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全	受援体制の確保			○			
		災害対策本部設置運営訓練等の実施			○			
		罹災証明の迅速な発行			○			
		民間事業者等との連携強化			○			
		情報発信におけるSNSの活用					○	
		企業BCPの策定促進	4-3			○		
		商工業者への事業継続支援				○		
		事業継続力強化支援計画の策定促進	4-3			○		
		広域道路ネットワークの整備					○	
		交通・防災拠点の強化					○	
		物流インフラ網の構築					○	
		物流機能やサプライチェーンの維持	4-1	○				

事前に 備えるべき 目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策	施策レベル				
			施策分野の設定				
			1 再掲	2 行政	3 保健医療・福祉	4 産業	5 基盤整備
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	4-2 有害物質の大規模拡散・流出	大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等				○	
		毒物劇物の流出等の防止				○	
	4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による甚大な影響	企業BCPの策定促進	4-1		○		
		事業継続力強化支援計画の策定促進	4-1		○		
	4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	農業水利施設の老朽化対策			○	○	
		農道・林道の整備、保全			○		
		農地等の防災・減災対策			○	○	
		農業用ハウスの補強			○		
		農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化			○	○	
	4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	農業者によるBCP策定の促進			○		
		物流インフラ網の構築			○		
		異常渇水等への対策の推進		○		○	
		水道施設の総合的強化					○
	4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	地域における農地・農業水利施等の保全			○		
		荒廃農地対策			○		
		森林の整備・保全			○		
		園芸産地の防災・減災対策			○		
		指定管理鳥獣捕獲等に関する対策			○		
		森林機能の維持			○		
		農地防災・災害アドバイザーの育成・確保		○			
	5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態	指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制		○			
		避難行動要支援者の避難支援		○			
		要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援		○			
		福祉避難所への避難体制の整備の促進		○			
		外国人に対する支援		○			
		防災教育の推進		○			
		男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成		○			
		多様な視点を反映した災害対応の啓発		○			
		避難行動等の教訓の広報啓発		○			
		情報伝達手段の整備		○			
		町防災行政無線の運用		○			
		災害・防災情報の利用者による対策促進		○			
		情報・データ活用環境の整備					○
	5-2 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進				○	○
		下水道施設の耐震化				○	
		下水道BCPの実効性の確保				○	
		農業集落排水施設の老朽化対策			○	○	
		浄化槽の整備				○	
		下水道施設の強靭化及び衛生環境の確保				○	
		水資源の確保				○	
	5-3 幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	代替性確保や信頼性を高めるための道路整備				○	
		広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化				○	
		道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強				○	
		道路橋梁の耐震補強				○	
		緊急輸送道路の整備				○	
		道路施設の老朽化対策	1-2			○	
		道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）				○	
		啓開体制の強化				○	
		無電柱化の推進				○	

事前に 備えるべき 目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策	施策レベル				
			施策分野の設定				
			再掲	行政	保健医療・福祉	産業	基盤整備
		道路の雪寒対策の推進				○	
		生活道路の整備				○	
		災害時における自転車、バイク等の活用				○	
		災害に強い交通ネットワークの構築				○	
		物流機能やサプライチェーンの維持	○				
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	事前復興ビジョンの策定の推進		○			○
		復旧を効率的に行う取組・手順の整理		○			
		復興まちづくりのための事前準備の推進		○			
	6-2 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	防災担当職員等の育成		○			
		建設人材の確保・育成				○	○
		災害ボランティア活動の強化		○			
		農地防災・災害アドバイザーの育成・確保	4-6	○			
		事前復興、復興方針・体制づくりの推進		○			
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備					○
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	建設型応急仮設住宅の供給体制の整備					○
		公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備					○
		家屋被害への対応の迅速化					○
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	地域コミュニティの活性化		○			
		被災者等支援制度の周知		○			
		貴重な文化財の喪失対策		○			
		文化財の耐震化等の推進					○

## VII 計画推進の方策

---

### 1 計画の推進体制

---

- 本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、民間事業者等の関係者と連携し、取組を進める。

### 2 計画の進捗管理

---

- 本計画で位置付けた施策の推進方針に対して、町は進捗状況を毎年度可能な限り定量的に把握し、必要に応じて、各分野の関係者による意見等を受け、取組のフォローアップを進める。

### 3 計画の推進

---

- 本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化、国の基本計画の変更、福岡県地域強靭化計画の改定等を考慮し、推進すべき施策を中心に適宜適切に、本計画を見直すこととする。

## (参考資料1) : リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

### 目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

○ 住宅、特定建築物の耐震化【総務課、建築課、都市整備課、教育委員会生涯学習課、行政経営課】

- ・ 相談窓口の設置等を通じて町民や設計者等に耐震化の必要性を周知するとともに、県と連携して木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助を行っている。
- ・ ブロック塀倒壊防止対策、屋外広告物の破損・落下防止対策等について県、町各担当部署と協力して点検・調査、改善指導等を行っており、特に、通学路等に面し安全性に問題のあるブロック塀等については、補助金等を利用し撤去・改修を進めていく必要がある。
- ・ 町では、「みやこ町耐震改修促進計画」を令和2年3月に定め、特定建築物を含め公共施設等の耐震化について進めていく。(公営住宅については、「みやこ町公営住宅長寿命化計画」による。) 更なる安全確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

※ 特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

- ・ 地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。
- ・ 住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置や、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え、空き家の除却や適切な管理の促進等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。
- ・ 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を推進する必要がある。
- ・ 耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物の耐震診断・改修への支援を推進する必要がある。
- ・ 木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、地震に強いまちづくりを推進する必要がある。

○ 学校施設の耐震化【教育委員会学校教育課】

- ・ 町内の既存校舎については、耐震化が完了しているが、学校施設等（体育館、講堂、門扉等）については、殆どが未完了である。その為、既存の学校施設等の非構造部材やブロック塀等を定期的点検や対策等に努める必要がある。
- ・ 学校施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き耐震化の促進が必要である。
- ・ 今後も、国や県の補助制度を活用しながら、新校舎建設並びに学校施設の耐震計画を行う事が必要である。

- ・ 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める必要がある。
- ・ 天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実を促しつつ、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を進める必要である。
- ・ トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能の強化を進める必要がある。

○ 病院、社会福祉施設等の耐震化【保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 避難行動要支援者等が利用する、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設の耐震化を促進するため、国庫補助等を活用して、改築や改修に対する経費の補助を行っている。災害時の福祉機能を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 応急危険度判定体制の整備【総務課】

- ・ 近年の災害を踏まえ、災害時における町外からの判定士の受入体制を整備し、被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 大規模盛土造成地の安全性の把握【都市整備課】

- ・ 地震等に伴う盛土の崩落等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等について県と連携し進める必要がある。

○ 住環境等の整備【建築課、都市整備課】

- ・ 住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の事業主体となる組合等、及び住環境整備事業や狭い道路整備等促進事業の実施する必要がある。

○ 不燃化を行う区域の指定【町長公室】

- ・ まちのコンパクト化をはかる上で、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域指定を検討し、居住誘導区域内における防火対策を促進する必要がある。

○ 指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策【都市整備課】

- ・ 指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
- ・ 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策を進める必要がある。

○ 交通施設等における脆弱性の解消 【総務課、都市整備課】

- ・ 交通施設について、倒壊による危害を利用者に与えないよう、沿道沿線や立体交差する施設等を含め、耐震化や除却等を進める必要がある。

○ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進 【総務課】

- ・ 地震の発生から到着までの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を与えるため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を進める必要がある。

○ エレベーターへの閉じ込め防止 【総務課】

- ・ 地震時に閉じ込めが起こりづらく、自己診断・自動復旧運転ができるエレベーターの設置を進める必要がある。

○ 消防団等との充実強化の促進等 【総務課】

- ・ 消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材・拠点施設の充実、教育訓練等を継続的に進める必要がある。

○ 施設等の質の向上【総務課、町長公室、保険福祉課、産業振興課、教育委員会生涯学習課、教育委員会学校教育課】

- ・ 各種の避難施設の整備・機能強化に当たっては、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するよう配慮するよう努める必要がある。
- ・ 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を進める必要がある。

1－2 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

○ 激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策【都市整備課】

- ・ 近年の集中豪雨による激甚な被害が発生する恐れがある河川について、災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げ等施設機能の強化を図る改良復旧が必要である。
- ・ 河道の掘削等により流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する取組の検討が必要である。
- ・ 土砂災害により激甚な被害が発生した際は、県等と連携し、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を集中的に実施することに協力する必要がある。
- ・ 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進めることに協力する必要がある。

○ 気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進【都市整備課】

- ・ 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、浚渫や護岸整備を行っている。近年における気候変動等による気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川等については、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大等の河川改修を重点的に取り組む必要がある。
- ・ 気候変動の影響に伴う水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川整備に加え、流域内のあらゆる関係者により、田んぼや学校を活用した雨水貯留施設の整備、ハザードマップの作成、危険な地域への建築制限などに総合的に取り組み、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進める必要がある。
- ・ 流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、対策の効果等を検討する必要がある。
- ・ 自然環境が有する機能を持続的に發揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を進める必要がある。
- ・ 社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを進める必要がある。
- ・ 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める必要がある。
- ・ 国の「気候変動×防災」戦略の主流化のため、地域気候変動適応計画及び防災関連計画に「気候変動×防災」の取組を位置付け、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施することに努める必要がある。

○ 洪水及び内水に対するハザードマップの作成【総務課】

- ・ 洪水ハザードマップについては、水防法の改正により想定最大規模降雨に対応したハザードマップを平成30年度末で作成・公表している。洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、引き続きこのような取組が必要である。
- ・ 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、内水ハザードマップの作成に努め、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を働きかける必要がある。
- ・ ハザードマップの見直しを行い、住民の防災・減災意識の向上を図る必要がある。

○ 水害対応タイムラインの作成【総務課】

- ・ 河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを作成することは、被害を最小限にするために有効である。災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、このような取組が必要である。

○ 適切な避難情報の発令【総務課】

- ・ 住民に分かりやすい情報の伝達を行い、適切な避難情報の発令を行う必要がある。

○ 道路施設の老朽化対策【都市整備課】

- 町が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な点検及び補修工事を実施している。河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する必要がある。
- 近年の強雨傾向等を踏まえ、道路等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。

○ 道路施設の老朽化対策【都市整備課】

- 町が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な点検及び補修工事を実施する必要がある。
- 河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する必要がある。
- 近年の豪雨等を踏まえ、道路等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。

○ 砂防施設等の老朽化対策【都市整備課】

- 県が管理する砂防堰堤や渓流保全工等の砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等は、機能を十分に生かすため、地元住民と県との連絡調整を密にする必要がある。

○ 治山施設の老朽化対策【都市整備課】

- 県が管理する治山施設については、機能を十分に生かすため、地元住民と県との連絡調整を密に行う必要がある。

○ ため池の防災・減災対策【都市整備課】

- 気候変動の影響に伴う突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、町が防災重点ため池として位置付けたため池を中心に、ため池施設の点検・耐震診断を順次実施し、また、ため池ハザードマップの作成、ため池劣化状況調査評価業務等を推進する必要がある。
- 近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して防災重点ため池を再選定し、ため池の更なる防災対策を図る必要がある。

○ 治水対策の推進【都市整備課】

- 大雨による浸水被害の軽減を図るため、大きな被害が想定される河川について、河道掘削、堤防整備、堤防強化、調節池等の整備を県等と連携する必要がある。
- 県等と連携し、激甚化する風水害への対策の加速化を進める必要がある。

○ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置【都市整備課】

- 河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判

断を支援することを目的に、従来の水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を県等と連携し、進める必要がある。

#### ○ ダム事前放流の取組【都市整備課】

- ・ 河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施するため、福岡県二級水系洪水調節機能協議会の場において、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進に努める必要がある。
- ・ ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、ダム管理者との情報網を整備する必要がある。
- ・ 事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の両機能を最大化するとともに地域振興にも資する「ハイブリッドダム」の取組を県等と連携し進める必要がある。

#### ○ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【総務課】

- ・ 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、減災のための目標を共有し、県等と連携し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に進める必要がある。

#### ○ ドローン等の新技術活用【都市整備課】

- ・ ドローン等を利用する災害関連情報の収集を高度化し、災害時の迅速な復旧体制の構築や、デジタル技術を活用した維持管理の効率化・省力化に向けた取組を県等と連携し進める必要がある。

#### ○ 防災まちづくり拠点施設及び防災広場、防災公園の整備【総務課】

- ・ 大雨による河川からの越水、地すべり、がけ崩れ等の多様な災害から住民を守るため、防災まちづくり拠点施設（避難所、貯水槽、倉庫等）及び防災広場、防災公園の整備を県等と連携し進める必要がある。

#### ○ 緊急時の避難先の確保【建築課】

- ・ 水害時における町営住宅の空き住戸の活用について、町営住宅やその周辺の住民が、町が定める避難場所等に避難する時間的余裕がない場合、緊急かつ一時的に避難する先（緊急時の避難先）の確保に努める必要がある。

#### ○ 高齢者施設等における水害対策【保健福祉課】

- ・ 大雨等により発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の管理者に対し、利用者が円滑で安全に避難できるよう、水害対策に伴う改修等を促す必要がある。

#### ○ 浸水対策としての公共施設、宅地の嵩上げ【総務課】

- ・ 大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件満たす地区において、県の助言を受けつつ、同程度の出水に対する安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを進める必要がある。

- ・災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化（防災を主流化）を推進するとともに、土地のかさ上げ、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を進める必要がある。

○ 鉄道施設の浸水対策【行政経営課】

- ・電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策に協力していく必要がある。

○ 学校施設の電源確保【教育委員会学校教育課】

- ・児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める必要がある。

○ 地域防災力の強化【総務課】

- ・大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るために、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が町と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る必要がある。

### 1－3 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による多数の死傷者の発生

○ 激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【都市整備課】

- ・豪雨により激甚な被害が発生した地域については、町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設等の整備を実施する必要がある。

○ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【都市整備課】

- ・町内の災害危険箇所のうち、対策を必要とする箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を県が進めている。今後は、これらの取組を更に進めていく必要がある。

- ・近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、県等と連携し、重点的に施設整備を進める必要がある。

※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な渓流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備

※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備

※被災のおそれが多く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築

○ 既存ストックを有効活用した対策【都市整備課】

- ・効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新

規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を県等と連携し進める必要がある。

○ 治山施設の整備【産業振興課、都市整備課】

- ・ 山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備が必要である。
- ・ 山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務課】

- ・ 土砂災害ハザードマップの配布など住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っている。区域の指定は完了しているが、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定などに伴い、ハザードマップ作成・配布などによる実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知する必要がある。これらの取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を進める必要がある。
- ・ ハザードマップの見直しを行い、住民の防災・減災意識の向上を図る必要がある。

○ 土砂災害対策としての公共施設、宅地の嵩上げ【都市整備課】

- ・ 大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、県の助言をうけつつ必要に応じて、再度土石流からの被害を発生させないよう河川改修事業、砂防事業等の復興事業と連携して、堆積した土砂を活用し公共施設と宅地との一体的な宅地嵩上げを県等と連携する必要がある。

○ 山地災害危険地区の指定・公表【都市整備課】

- ・ 山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、町ホームページでの情報提供を進める必要がある。

○ 自然歩道の整備【産業振興課】

- ・ 自然災害時に利用者が安全に避難するため、自然歩道のルートを示す誘導標識や階段等の施設整備を進める必要がある。

○ 自然公園施設の整備【産業振興課】

- ・ 自然災害時に避難施設として利用可能な自然公園施設において、トイレ等の整備を行い、避難拠点としての基盤強化を進める必要がある。

○ 山地災害、森林等の保全機能の低下への対応【産業振興課】

- ・ 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑

制等を県等と連携し進める必要がある。

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を県等と連携し進める必要がある。

## 目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ○ 消防団の充実強化【総務課】

- ・ 地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を進める必要がある。
- ・ 消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。
- ・ 防火水利、消防車両、可搬式ポンプ、消防格納庫等の老朽化した消防設備を計画的に更新する必要がある。

#### ○ 自主防災組織の充実強化【総務課】

- ・ 自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組を行っている。自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
- ・ 災害時における共助の要となる自主防災組織の育成と持続的な活動を支援する必要がある。

#### ○ 消防署の耐震化【総務課】

- ・ 災害時の消防機能を維持するため、消防署の耐震化を進める必要がある。

#### ○ 消防防災施設の整備促進【総務課】

- ・ 防災基盤の強化を図るため、耐震性貯水槽、防火水槽等、消防防災施設の整備を進める必要がある。

#### ○ 救助活動の必要性を伝達する仕組みづくり【総務課】

- ・ 自治会等の単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を町へ伝達できる仕組みの構築を進める必要がある。

#### ○ 総合的な防災力の強化【総務課】

- ・ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めるよう努める必要がある。
- ・ 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ○ 保健医療調整本部の設置【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備にあたっては、県をはじめ関係機関との連携の必要がある。

### ○ 医療施設の災害対策の推進【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備を設置し、災害時における医療提供体制の充実・強化を進める必要がある。
- ・業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコーチェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を進める必要がある。

### ○ 災害時の搬送ルートの確保【都市整備課】

- ・DMAT等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用などの対策を県等と連携して進める必要がある。
- ・患者や医薬品等の搬送ルートの優先的な確保等取組を進める必要がある。

### ○ 医療施設における自家発電設備の強化【総務課】

- ・災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備の強化を進める必要がある。
- ・地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な自立・分散型エネルギー設備の整備等を進める必要がある。

### ○ 連絡体制・通信手段の確保等【総務課】

- ・災害発生時において、被災者の状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる必要がある。

### ○ 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進【総務課、建築課】

- ・多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。

## 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

### ○ 健康管理体制の構築【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 町において統括保健師の配置を行い、県と連携・役割分担の調整を行い、被災者の健康管理支援活動（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）を迅速かつ適切に実施できるよう、県マニュアルを参照し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制の構築を進める必要がある。
- ・ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を進める必要がある。
- ・ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。
- ・ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

### ○ 福祉避難所の設置・運営【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・ 設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われる取組が必要である。
- ・ 福祉用具の調達や災害派遣福祉チームの派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における資器材や人材の確保を支援する必要がある。

### ○ 避難所運営の効率化【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の取組について、国、県と連携して検討を進めていく必要がある。

### ○ 避難施設の整備【教育委員会生涯学習課、教育委員会学校教育課】

- ・町有の学校施設、社会教育施設及び社会体育施設においては、発災時に児童生徒や地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能強化及び計画的な老朽化対策を図る必要がある。
- ・夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における空調設置等の熱中症対策を実施することを推進する。エネルギー源としてライフラインの機能強化として導入する自立・分散型エネルギーを活用する必要がある。
- ・学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を進める必要がある。
- ・「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の内容や活用事例等について、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者等への周知を進める必要がある。

○ 避難生活支援におけるボランティア人材の育成【総務課、保険福祉課】

- ・ 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する必要がある。
- ・ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を進める必要がある。
- ・ 行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する必要がある。

○ 避難所の耐震化等の推進【総務課】

- ・ 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえた対策を進める必要がある。

○ 避難所以外への避難者の対策の促進【総務課】

- ・ 車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームを構築する必要がある。
- ・ 迅速な被災者支援のために被災者台帳作成を促進する必要がある。
- ・ 避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。
- ・ 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○ 公助による備蓄・調達の推進【総務課】

- ・ 食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行う必要がある。
- ・ 災害時における災害応急対策の実施に必要な食料及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。公助による備蓄・調達の更なる推進を図るために、引き続きこのような取組が必要である。

○ 自助・共助による備蓄の促進【総務課】

- ・ 町民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、広報・啓発を実施する必要がある。
- ・ 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を進める必要がある。

- 高齢者施設等における電力供給体制の整備【保険福祉課、子育て・健康支援課】
  - ・ 災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備等の整備を促進する必要がある。
- 水道事業者によるアセットマネジメントの推進【上下水道課】
  - ・ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の耐災害性強化対策に加え、水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を進める必要がある。
- 再生可能エネルギーの活用推進【住民課、産業振興課】
  - ・ 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置の設置のほか、再生可能エネルギーの活用を進める必要がある。
- 避難施設へのエネルギー等の供給【総務課、行政経営課】
  - ・ 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める必要がある。
  - ・ 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化や、訓練・演習を継続的に実施する必要がある。
  - ・ 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を進める必要がある。

## 2－5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- 帰宅困難者に対する支援【総務課、産業振興課】
  - ・ 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、引き続き、企業等における施設内待機や拠点のない帰宅困難者の待機場所を確保することが必要である。
  - ・ 帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を進める必要がある。
  - ・ 町民に対し徒歩帰宅者支援ステーション等の情報を積極的に周知していく必要がある。
- 帰宅困難者対策の推進【総務課】
  - ・ 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を進める必要がある。
  - ・ 大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や交通事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者対策を進める必要がある。

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害時に孤立するおそれがある集落の把握と必要となる設備や物資の確保【総務課】
  - ・ 県と連携して、大雨による土砂や流木の堆積、道路や橋梁の損壊等により、孤立するおそれがある集落について、人口、指定避難所の確保・整備状況、食料等の備蓄状況、非常用電源の配備状況、非常用通信手段の配備状況に努める必要がある。
  - ・ 孤立するおそれがある集落が孤立状態に陥った際、必要となる設備及び物資等の確保に努めるとともに、これら物資等を当該集落内の避難所等に配置するよう努める必要がある。
- 災害発生時の機動的・効率的活動の確保【総務課、都市整備課、産業振興課】
  - ・ 道路の無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に進める必要がある。
  - ・ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を進める必要がある。
- 分散型エネルギーの導入促進【総務課、住民課】
  - ・ 再生可能エネルギーなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靭化に資する重要な設備であるため、事業者等と連携し、導入促進を図る必要がある。
- 迂回路の指定と共有【総務課】
  - ・ 地域防災計画等に基づき、必要に応じて農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する必要がある。

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 疫病のまん延防止【子育て・健康支援課】
  - ・ 疫病のまん延予防上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県や関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から県との連携が必要である。
- 避難所における感染症防止対策の徹底【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課、上下水道課】
  - ・ 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を進める必要がある。
  - ・ 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を進める必要がある。

- ・避難所運営マニュアルを踏まえ、適切な避難所運営が実施されるよう必要に応じて県に助言を受ける。併せて、マスク・消毒液等の備蓄を推進、町ホームページ等での避難所の混雑状況の発信、避難所運営マニュアルに基づく感染防止対策の徹底を図る必要がある。

○ 衛生環境の確保等【総務課、住民課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備等の資材供給不足が起きないようにするなど、必要に応じた対応が可能な体制を維持する必要がある。
- ・災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を進める必要がある。
- ・屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

○ 医療活動を支える取組の推進【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保等により医療機能が麻痺ひしないようにする必要がある。

○ 感染症における自宅療養者等の避難の確保【保険福祉課、子育て・健康支援課】

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時において自宅療養者が発生した際には、被災に備えて災害発生前から県との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める必要がある。
- ・これらのことことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症の発生前から関係機関との調整に努める必要がある。

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 防災拠点となる公共施設の整備【総務課、町長公室、財政課、教育委員会生涯学習課、行政経営課、住民課、保険福祉課】
  - ・ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる公共施設の維持管理について計画的な改築又は修繕に努めるとともに、災害対応時に使用する設備を充実する必要がある。
  - ・ 公共施設等の耐震強化や再生可能エネルギー等の自立・分散型設備、非常用電源の整備を進める必要がある。
- 業務継続体制の確保【総務課、財政課、行政経営課】
  - ・ 大規模災害時の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、大規模災害時における業務継続計画を策定している。計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要である。
  - ・ 業務を支える情報システムについて中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な体制をとることが必要である。
- 各種防災訓練の実施【総務課】
  - ・ 関係機関の連携強化や町民の防災意識の高揚等を図るため、総合訓練を実施する必要がある。
  - ・ 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、このような取組が必要である。
  - ・ 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある町OB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する必要がある。
  - ・ その際、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する必要がある。
- 受援体制の確保【総務課、行政経営課】
  - ・ 災害時受援計画を活用し、大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保する必要がある。
  - ・ 受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組が必要である。
  - ・ 災害時の救援物資等の受け入れ体制の向上を図るため、受援訓練を実施し、訓練の検証結果を基に、必要に応じて県の支援を受け、受援計画の見直し等を行う必要がある。

○ 災害対策本部設置運営訓練等の実施【総務課】

- ・ 災害対策本部設置運営訓練を行い、訓練の検証結果をもとに、地域防災計画や各種マニュアルなどの見直しを行う必要がある。

○ 罹災証明を迅速に発行するためのデータ・システム整備【税務課】

- ・ 被災者が生活再建を進めるために必要な罹災証明書の発行を迅速に行うことが重要である。そのため、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

○ 民間事業者等との連携強化【総務課、町長公室、行政経営課】

- ・ 災害発生時に、物資供給や専門人材の確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業者等との災害に関する応援協定の締結を進める必要がある。
- ・ 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある。

○ 情報発信における SNS の活用【町長公室】

- ・ SNS を含む情報発信の在り方について整理する必要がある。

## 目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全

#### ○ 企業BCPの策定促進【行政経営課、産業振興課】

- ・ 中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー等の案内及び呼びかけ、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組に協力している。緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組を図る必要がある。

#### ○ 商工業者への事業継続支援【産業振興課】

- ・ 被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要があるため、平時から県や商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組を進める必要がある。

#### ○ 事業継続力強化支援計画の策定促進【行政経営課、産業振興課】

- ・ 近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。このことから、町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会が町と共同で防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

#### ○ 広域道路ネットワークの整備【都市整備課】

- ・ 平常時・災害時間わず道路ネットワーク機能を充分に發揮させ、人流・物流を確保するため、高規格道路の整備、代替路や補完路によるネットワークの多重化を県に要望していく必要がある。

#### ○ 交通・防災拠点の強化【総務課】

- ・ 災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる道の駅や都市部の交通拠点等について、災害情報の集約・発信、防災施設の整備など、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策を検討する必要がある。

#### ○ 物流インフラ網の構築【総務課、都市整備課】

- ・ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める必要がある。

#### ○ 物流機能やサプライチェーンの維持【総務課】

- ・ 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者によるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物流

施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を進める必要がある。

#### 4－2 有害物質の大規模拡散・流出

##### ○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【住民課】

- ・ 大気環境や水質、土壤の保全等を図り、町民の健康被害のリスクを低減するため、県が行っている大気汚染物質、水質汚濁状況及びダイオキシン類の常時監視や事業者等に対する指導等の結果を受け、県と連携し、町としても取組を進める必要がある。
- ・ 災害時にも大気汚染情報の観測・発信を継続できる体制や、環境中の有害物質のモニタリングを実施できる体制を県と連携し、確保する必要がある。
- ・ 有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、防災行政無線、町ホームページにより、町民に対し周知等を行う必要がある。
- ・ 土壤汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壤汚染対策を県とともに指導する必要がある。
- ・ 平時から有害物質等を使用・貯蔵している事業場の情報を関係機関で共有する体制を確保する必要がある。

##### ○ 毒物劇物の流出等の防止【住民課】

- ・ 災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、事故発生時における県並びに取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行う必要がある。

#### 4－3 金融サービス・郵便等の機能停止による甚大な影響

##### ○ 企業B C Pの策定促進【行政経営課、産業振興課】(再掲)

- ・ 中小企業等へのB C P策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うB C P策定マニュアルの普及やB C P普及促進セミナー等の案内及び呼びかけ、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組に協力している。緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

##### ○ 事業継続力強化支援計画の策定促進【行政経営課、産業振興課】(再掲)

- ・ 近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。このことから、町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会が町と共同で防災意識の向上活動、B C Pの作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

## 4－4 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

### ○ 農業水利施設の老朽化対策【都市整備課、産業振興課】

- 農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断や劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化を目指し、施設の老朽化対策に取り組んでいる。農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、長寿命化を図る対策を進める必要がある。

### ○ 農道・林道の整備、保全【都市整備課】

- 避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行っているところであり、対象となる農道トンネル1箇所、林道橋の全10箇所で点検・診断を実施し、長寿命化に取り組んでいる。災害時の代替道路等の確保のため、引き続きこのような取組を進める必要がある。

### ○ 農地等の防災・減災対策【都市整備課、産業振興課】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている、又は生じる恐れのある地域を対象として、県と協議のうえ、排水機、排水樋門、農地等の整備を進める必要がある。
- 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。

### ○ 農業用ハウスの補強【産業振興課】

- 近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策支援を進める必要がある。

### ○ 農林業に係る生産基盤等の災害対応力の強化【産業振興課、都市整備課】

- 農林業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設や農道橋、林道橋等の保全対策、総合的な防災・減災対策を進める必要がある。

### ○ 農業者によるBCP策定の促進【産業振興課】

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、複数農業者によるBCPの策定を促進する必要がある。

### ○ 物流インフラ網の構築【総務課、都市整備課】

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める必要がある。

## 4－5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### ○ 異常渇水等への対策の推進【産業振興課】

- ・気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を進める必要がある。
- ・大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施していく必要がある。

### ○ 水道施設の総合的強化【上下水道課】

- ・災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図っていく必要がある。

## 4－6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

### ○ 地域における農地・農業水利施等の保全【産業振興課】

- ・食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきていることから、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援している。農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取組を行う必要がある。

### ○ 荒廃農地対策【産業振興課】

- ・農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行い、荒廃農地の再生利用を促進する必要がある。

### ○ 森林の整備・保全【産業振興課】

- ・農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行い、荒廃農地の再生利用等を促進する必要がある。
- ・土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、引き続きこのような取組を進める必要がある。
- ・近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を進める必要がある。
- ・大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・渓流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する必要がある。
- ・大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を進める必要がある。

○ 園芸産地の防災・減災対策【産業振興課】

- 度重なる被害を受けている産地の維持・発展を図るため、農地中間管理機構と連携して浸水リスクが少ない土地を確保・斡旋するとともに、園芸農家が行うハウス移転等に要する経費の一部を補助する必要がある。

○ 指定管理鳥獣捕獲等に関する対策【産業振興課】

- 森林等における植生の食害等による表土流出等をもたらす指定管理鳥獣（ニホンジカ等）の生息密度を適正なレベルに減少させるため、森林等の生息密度が高い地域において、シカの捕獲等を実施する必要がある。
- 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や野生鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を進める必要がある。

○ 森林機能の維持【産業振興課】

- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、Eco-DRR の取組を進める必要がある。
- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施とこれらの実施に必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を進める必要がある。
- 近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要なインフラ施設周辺の森林整備を進める必要がある。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を進める必要がある。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保【都市整備課、産業振興課】

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する必要がある。

## 目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 発災時の指定避難所の運営について、避難所運営マニュアルを基に円滑な運営を行えるように職員の訓練を進める必要がある。
  - ・ 自主防災組織等を中心とした地域住民による避難誘導、避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を進める必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、町は、避難行動要支援者の個別避難支援計画策定を進めており、避難訓練の実施等を通じて町や自主防災組織等が協働で計画策定作業を実践する必要がある。
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 要配慮者利用施設の管理者等に対し、県や気象台と連携をとり、防災気象情報の活用や水害リスク、計画作成のポイント等に関する講習会を開催するなど、必要な支援等を進める必要がある。
- 福祉避難所への避難体制の整備の促進【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】
  - ・ 平成28年熊本地震では、福祉避難所について住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかつた事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要がある。
- 外国人に対する支援【行政経営課】
  - ・ 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、県作成の多言語防災ハンドブックの周知、防災メール・まもるくん英語版及び福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録などを推進している。訪日外国人観光客への支援として、平成29年7月九州北部豪雨災害時からは、発災直後に、交通状況や気象等の情報を、県を通じてインターネット等で、多言語で発信している。災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、引き続き、外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備、「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録促進などに取組む必要がある。

○ 防災教育の推進【教育委員会学校教育課】

- ・児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた学校安全計画の更新について、毎年年度初めに見直し、周知を行っている。学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組を進める必要がある。

○ 男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成【総務課】

- ・災害発生時及び平常時の備えの段階から、男女共同参画の視点をもって対応できる人材を育成するため、自主防災組織や地域コミュニティのリーダー、地域防災の担い手となる男女を対象に研修を実施する必要がある。

○ 多様な視点を反映した災害対応の啓発【総務課】

- ・高齢者、子ども、外国人、性的少数者など多様な視点を踏まえた災害時用備蓄や避難所等での避難生活の重要性について、各種広報、出前講座等を通じて啓発する必要がある。

○ 避難行動等の教訓の広報啓発【総務課】

- ・各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じて自主的な避難行動の普及と教訓の啓発を図る必要がある。

○ 情報伝達手段の整備【総務課、財政課】

- ・地震や大規模停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があり、ネットワークの冗長化等の機器の充実強化とともに、重要なネットワーク機器の運用管理の見直しを進め、情報通信設備の対災害性の強化を図る必要がある。
- ・住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を行う必要がある。
- ・災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、必要な対策を進める必要がある。

○ 町防災行政無線の運用【総務課】

- ・災害・防災情報を町民に対して町防災行政無線やエアメール、防災メール・まもるくんを利用し、周知を行う必要がある。

○ 災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

- ・災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るために、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保が必要である。
- ・町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、情報の送り手側である町の発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である町民や自主防災組織、事業者等に対し、備蓄を働きかける必要がある。

○ 情報・データ活用環境の整備【総務課、行政経営課】

- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する必要がある。

## 5－2 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【上下水道課】

- 国の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」等を基にしたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画にそって取り組む必要がある。
- 耐震化のため、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化を引き続き促進する必要がある。

○ 下水道施設の耐震化（農業集落排水施設含む）【上下水道課】

- 町が管理する下水道処理施設（農業集落排水施設含む）は、管路施設も含め、優先度を考慮しながら、耐震化を図るための取組が必要である。

○ 下水道B C Pの実効性の確保【上下水道課】

- 町が管理する下水道施設において、災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道B C Pを策定している。今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道B C Pの情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていくことが必要である。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道課、産業振興課】

- 農業集落排水施設については、老朽化した施設の機能診断を実施し、長寿命化対策が必要である。

○ 净化槽の整備【上下水道課】

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要があり、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助している。今後もこのような取組を継続していく必要がある。

○ 下水道施設の強靭化及び衛生環境の確保【上下水道課】

- 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る必要がある。

○ 水資源の確保【総務課、教育委員会学校教育課】

- ・雨水の有効利用を推進するため、情報発信力のある学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を実施する必要がある。

### 5－3 幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市整備課】

- ・大規模災害時における多重性、代替性の確保の観点から、幹線道路の整備（現道拡幅、バイパス整備、局部整備）等により、信頼性の高い道路ネットワークの構築を進める必要がある。

○ 広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化【都市整備課】

- ・平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時での対応強化のため、高規格幹線道路等へのアクセスの整備に取り組む必要がある。

○ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市整備課】

- ・大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、法面等の防災対策が必要である。
- ・救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送の道路対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に実施する取組が必要である。

○ 道路橋梁の耐震補強【都市整備課】

- ・大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を取組む必要がある。

○ 緊急輸送道路の整備【都市整備課】

- ・大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた国・県道は、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行ってている。大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 道路施設の老朽化対策【都市整備課】

- ・町が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な点検及び補修工事を実施する必要がある。
- ・河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する必要がある。
- ・近年の豪雨等を踏まえ、道路等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。

○ 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【都市整備課】

- ・道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を行う必要がある。

○ 啓開体制の強化【都市整備課】

- ・道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備が必要である。

○ 無電柱化の推進【総務課、建築課】

- ・道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める必要がある。

○ 道路の雪寒対策の推進【都市整備課】

- ・車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、除雪等により対策を推進していく必要がある。

○ 生活道路の整備【都市整備課】

- ・幅員の狭い区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を行っている。災害時における地域交通網を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 災害時における自転車、バイク等の活用【総務課】

- ・災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を進める必要がある。

○ 災害に強い交通ネットワークの構築【総務課】

- ・自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、事業者・関係機関等との協定締結を推進し、協力・連携を強化する必要がある。
- ・電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を進める必要がある。
- ・豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、洗掘防止対策や架け替え、異常検知システム設置等の豪雨対策を進める必要がある。
- ・豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を進める必要がある。

○ 物流機能やサプライチェーンの維持【総務課】

- ・災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP未策定の物流事業者によるBCP策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物流施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の

強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を進める必要がある。

## 目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

#### ○ 事前復興ビジョンの策定の推進【総務課】

- ・ 復興まちづくりのための事前準備として、事前復興ビジョンの策定を進める必要がある。
- ・ 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や地域活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する地域コミュニティの維持・活性化を進める必要がある。
- ・ 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する必要がある。

#### ○ 復旧を効率的に行う取組・手順の整理【総務課】

- ・ 国、県からの情報展開に基づいて、大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について把握し、事前に備える必要がある。

#### ○ 復興まちづくりのための事前準備の推進【総務課】

- ・ 復興まちづくりのための事前準備への取組着手を促進し、事前復興まちづくり計画の策定等に取り組む必要がある。

### 6-2 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

#### ○ 防災担当職員等の育成【総務課】

- ・ 町の防災担当職員を育成するため、引き続き講習会の開催、災害アドバイザーや講師の派遣などの取組を行う必要がある。
- ・ 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を進める必要がある。
- ・ 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する必要がある。

#### ○ 建設人材の確保・育成【財政課、建築課、都市整備課、上下水道課】

- ・ 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する必要がある。
- ・ 災害時の建設人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、

公共工事に係る設計労務単価の適正な設定等による就労環境の整備の取組を行っている。建設人材の更なる確保・育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 災害ボランティア活動の強化【総務課、保険福祉課】

- ・ 災害ボランティアの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、社会福祉協議会の職員等を対象として災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行う必要がある。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保【都市整備課、産業振興課】

- ・ 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する必要がある。

○ 事前復興、復興方針・体制づくりの推進【総務課】

- ・ 事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容の充実を進める必要がある。
- ・ 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として進める必要がある。
- ・ 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画するよう進める必要がある。

### 6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

- ・ 災害が発生した場合は迅速な復旧・復興のため、災害廃棄物の広域処理要請を行う。平成29年3月に策定したみやこ町災害廃棄物処理計画をもとに、実効性の向上に向け、職員等の人材育成を図る必要がある。
- ・ 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める必要がある。
- ・ 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む必要がある。

### 6－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

○ 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建築課】

- ・ 被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供できる体制の構築が必要である。

○ 公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備【建築課】

- ・災害発生時における、迅速な住宅支援を行うための取組が必要である。

○ 家屋被害への対応の迅速化【総務課、行政経営課】

- ・家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、ITの活用を図る必要がある。

## 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○ 地域コミュニティの活性化【行政経営課】

- ・地域コミュニティ活性化推進のため、県等が開催する市町村職員を対象とした研修会や自治会役員等を対象とした活動事例報告会への参加を通じて、効果的な地域コミュニティ活性化について検討を行っている。地域コミュニティの更なる活性化を図るために、引き続きこのような取組を進める必要がある。
- ・コミュニティ活動に必要な備品や集会施設などを整備することで、地域のコミュニティ活動の充実・強化や地域住民の福祉の向上を図る必要がある。

○ 被災者等支援制度の周知【保険福祉課】

- ・大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、被災者支援関連制度として、みやこ町災害弔慰金についてホームページで公表を行っている。今後もこのような取組を進める必要がある。

○ 貴重な文化財の喪失対策【教育委員会生涯学習課】

- ・文化財指定の建築物については耐震構造のものではなく、また工事等も非常に困難である。木造や茅葺等火災に対してもリスクが高く、消火設備の設置や維持管理を確実に行っていく必要がある。記念物や文化財についても防災対応等脆弱なものが多く同様である。

○ 文化財の耐震化等の推進【教育委員会生涯学習課】

- ・生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が發揮されるよう考慮しつつ取組を進める必要がある。
- ・個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を進める必要がある。

## (参考資料2) 施策分野ごとの個別事業一覧

- 各個別事業については、国及び県等の取組状況や社会経済情勢を踏まえ、事業内容や事業対象等の見直しを適宜行う。

### 1 行政

事業名	事業概要	関係省庁	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
防災ハザードマップ改訂業務	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を示すハザードマップの更新	国土交通省					▶	総務課
防災行政無線再整備事業	既存防災行政無線の再整備工事	総務省等			▶	▶		総務課
防火水槽、備蓄倉庫、消防指令システム等整備事業	防火水槽、備蓄倉庫、消防指令システム等の整備、更新	総務省	▶	▶	▶	▶	▶	総務課
消防団救助用資機材等整備事業	消防団の災害対応能力の向上のため、消防団の救助用資機材等の整備	総務省	▶	▶	▶	▶	▶	総務課
団体営ため池等整備事業	ため池ハザードマップ作成業務委託	農林水産省	▶	▶	▶			都市整備課
水道施設の強靭化推進	水道施設（配水池・水道管）の耐震化	国土交通省	▶					上下水道課
水道施設の強靭化推進	アセットマネジメントの作成	総務省等		▶				上下水道課

## 2 保健医療・福祉

事業名	事業概要	関係省庁	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
就学前教育・保育施設設整備	保育所等の防災・減災対策（耐震化対策）	こども家庭庁					→	子育て・健康支援課
就学前教育・保育施設設整備	保育所等の防災・減災対策（水害対策強化対策）	こども家庭庁					→	子育て・健康支援課
就学前教育・保育施設設整備	保育所等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）	こども家庭庁					→	子育て・健康支援課
ブロック塀倒壊防止対策	道路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去に対し補助を行う	国土交通省	△					都市整備課
ブロック塀倒壊防止対策	道路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去に対し補助を行う	福岡県	△					都市整備課

### 3 産業

事業名	事業概要	関係省庁	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
防災ハザードマップ改訂業務 ※	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を示すハザードマップの更新	国土交通省					▶	総務課
防災重点農業用ため池改修工事	農業用ため池のうち防災重点農業用ため池に指定されたため池（全146池）のうち要望のあった	農林水産省	▶	▶	▶			都市整備課
団体営ため池等整備事業	犀川末江地区 郷屋ヶ谷池改修工事	農林水産省	▶	▶	▶	▶		都市整備課
団体営ため池等整備事業	ため池劣化状況評価業務	農林水産省	▶	▶				都市整備課
団体営ため池等整備事業	ため池地震耐性評価業務	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
団体営ため池等整備事業 ※	ため池ハザードマップ作成業務委託	農林水産省	▶	▶	▶			都市整備課
福岡県農村整備総合事業	ため池浚渫工事 井堰・ゲート改修工事 水路改修工事	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課

※ 再掲

## 4 基盤整備

事業名	事業概要	関係省庁	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
防災ハザードマップ改訂業務※	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を示すハザードマップの更新	国土交通省					▶	総務課
就学前教育・保育施設設整備※	保育所等の防災・減災対策（耐震化対策）	こども家庭庁					▶	子育て・健康支援課
就学前教育・保育施設設整備※	保育所等の防災・減災対策（水害対策強化対策）	こども家庭庁					▶	子育て・健康支援課
就学前教育・保育施設設整備※	保育所等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）	こども家庭庁					▶	子育て・健康支援課
就学前教育・保育施設設整備※	保育所等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）	こども家庭庁					▶	子育て・健康支援課
防災重点農業用ため池改修工事※	農業用ため池のうち防災重点農業用ため池に指定されたため池（全146池）のうち要望のあった	農林水産省	▶	▶	▶			都市整備課
道路橋梁点検	橋梁の長寿命化を図るため、定期点検を実施する	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
道路橋梁補修工事	橋梁定期点検で修繕の必要性がある橋梁を修繕し、長寿命化を図る	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
ブロック塀倒壊防止対策※	道路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去に対し補助を行う	国土交通省	▶					都市整備課
ブロック塀倒壊防止対策※	道路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去に対し補助を行う	福岡県	▶					都市整備課

事業名	事業概要	関係省庁	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
団体営ため池等整備事業※	犀川末江地区 郷屋ヶ谷池改修工事	農林水産省	▶	▶	▶	▶		都市整備課
団体営ため池等整備事業※	ため池劣化状況評価業務	農林水産省	▶	▶				都市整備課
団体営ため池等整備事業※	ため池地震耐性評価業務	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
団体営ため池等整備事業※	ため池ハザードマップ作成業務委託	農林水産省	▶	▶	▶			都市整備課
福岡県農村整備総合事業※	ため池浚渫工事 井堰・ゲート改修工事 水路改修工事	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課
緊急自然災害防止対策事業	ため池浚渫工事 井堰・ゲート改修工事 水路改修工事	総務省等					▶	都市整備課
緊急浚渫推進事業	ため池浚渫工事 井堰・ゲート改修工事 水路改修工事	総務省等					▶	都市整備課
水道施設の強靱化推進※	水道施設（配水池・水道管）の耐震化	国土交通省	▶					上下水道課
水道施設の強靱化推進※	アセットマネジメントの作成	総務省等		▶				上下水道課

※ 再掲

## 5 デジタル活用

事業名	事業概要	関係省庁	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
水道施設の強靱化推進※	アセットマネジメントの作成	総務省等		▶				上下水道課

※ 再掲

以上